

選挙公報掲載申請関係資料

選挙公報掲載申請のしおり

1 掲載文の申請

- (1) 選挙公報は、4月8日（火）午前8時30分から午後5時までにさつま町選挙管理委員会に掲載申請をしなければなりません。

この日時までに提出されない場合は、掲載されませんので特に注意してください。

なお、受付の際訂正をお願いすることもありますので、なるべく早目に事前審査を受けて提出するようにしてください。

また、その場で訂正に応じられるように、候補者かその代理の方は、立候補届出書に使用した印鑑も必ず併せてご持参ください。

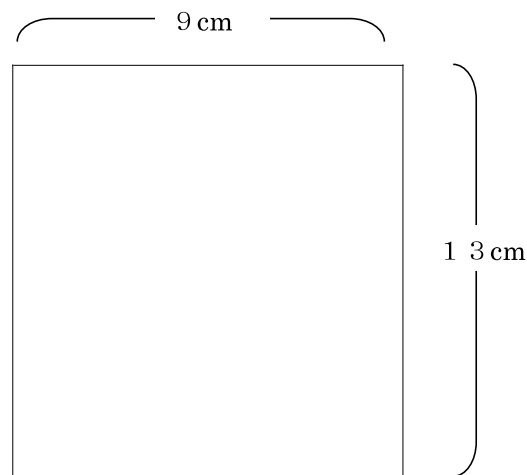
- (2) 提出書類

- ア 選挙公報掲載申請書 1 通
- イ 選挙公報掲載文原稿 2 枚
- ウ 選挙公報掲載写真 2 葉（手札判）

- (3) 掲載文原稿は、町選挙管理委員会が交付する原稿用紙を用い、汚損又は折り曲げないように注意してください。

- (4) 写真は、選挙期日前3箇月以内に撮影した無帽、正面向、上半身の手札判とし、裏面に候補者の氏名を記載してください。

写真は、原稿用紙に貼りつけないでください。



写真は、上記寸法を基準にし、白黒に限ります。

なお、被写体のバックは無地とし、色は薄い灰色としてください。

- (5) 提出された原稿及び写真は、一切返却いたしません。

2 掲載文の修正

- (1) 提出した掲載文を修正しようとするとき又は写真の差し替えをしようとするときは掲載申請期限（4月8日午後5時）までに修正の申請をしてください。
- (2) 修正の場合は、必ず全部書き改めて申請してください。
- (3) 提出書類
 - ア 選挙公報掲載文修正申請書 1 通
 - イ 選挙公報掲載文原稿（修正したもの） 2 枚

3 掲載文の撤回

- (1) 提出した掲載文を撤回しようとするときは、掲載申請期限（4月8日午後5時）までに撤回の申請をしてください。
- (2) 提出書類
 - 選挙公報掲載文撤回申請書 1 通

4 掲載順序

選挙公報を掲載する順序を定めるくじは、4月8日（火）午後5時15分から役場本庁 2階会議室（2-B）で行います。

候補者又は代理の方は、このくじに立ち会うことができますので、立ち会いを希望される場合は時間までにお越しください。（立ち会い義務はありません）

掲載文記載上の注意

選挙公報は、候補者から申請のあった掲載文を原稿そのまま写真製版で印刷しますので、次の注意事項をよく読んで原稿を作成し、提出してください。

1 一般的注意事項

選挙公報の原稿を作成するに当たっては、その内容が次に掲げるような記載がないよう特に注意してください。

- (1) 選挙公報の品位を損なう記載
他人の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝を行う等の記載をしてはならない。
- (2) 虚偽事項の記載
身分、職業、経歴、政党・その他の団体への所属及び推薦の有無等について虚偽の事項を記載してはならない。
- (3) 非合法又は刑事犯罪を構成するような記載
- (4) 利害誘導にわたる記載
- (5) 差別用語となるような文言の記載
- (6) 他の候補者（他の選挙における候補者を含む。）の選挙運動にわたる記載

2 原稿用紙の使い方

- (1) 原稿用紙は、さつま町選挙管理委員会の交付した原稿用紙以外は使用することができません。
(提出用の原稿用紙を2枚、下書用を3枚交付します。)
- (2) 原稿用紙の大きさは、実際に選挙公報に掲載されるものの大きさ(原寸大)です。(掲載人数によっては、若干縮小されます。)
- (3) 掲載文は、黒い太線の枠内に記載しなければなりません。黒い太線の枠外に記載された部分は掲載されませんので注意してください。
- (4) 右端の氏名欄には、候補者の氏名を縦書で記載しなければなりません。(候補者の氏名は、立候補届出の際届け出た氏名を記載してください。選挙長から通称使用の認定を受けた場合は、その通称による氏名を記載してください。)
所属党派、年齢などを氏名欄の余白の部分に記載できますが、政見等(本文)は、この欄内に記載できません。
なお、氏名欄の上の欄は、候補者の写真を印刷する箇所ですから、何も記載しないでください。
- (5) 原稿用紙の青色の部分は、写真に撮影するときは写りません。

3 筆記具の種類とその使い方

- (1) 使用できる筆記具(これ以外は使用できません。)
ア 活字(ワードプロセッサによる場合を含む。)
イ ペン(水性ボールペン、鉛筆は使用しないでください。)
ウ 毛筆
黒以外の色素を用いても写真に写りませんので、必ず黒インク又は墨汁で記載してください。
- (2) 文字の大きさには特に制限はありませんが、極端に大きい字、小さい字又は字画の多い文字等で印刷が不鮮明になるおそれがある記載については訂正を求めることがあります。
- (3) 体裁を良くするために、上下左右に少し空きをとってください。

4 記載方法

- (1) 字数
掲載文の字数に制限はありませんが、原稿用紙の枠内に入りきるようにご注意ください。
- (2) 使用できる文字列
ア 漢字(氏名以外は原則として通常しようする漢字)、カタカナ、ひらがな
イ 数字、アルファベットの文字、符号
ウ 句点、読点、かぎカッコ及びっこ

エ 符号等を表意するものの例

(有)	(イ)	(3)
(2 5)	(五)	(1,000 円)
A	1 2	電
それゞ	ただし	各々
cm	K. K	TEL
¥	1-2-34	1 ～ 2 ～ 2 3
2 × 3 = 6	ボールペン	「当選」
(当選)	【当選】	『当選』
“当選”	当選	当選！
甲野太郎	7 5 %	3. 1 4
〃 次郎	※	◎
何であるか？		

(3) 使用できない文字等

文字等を2以上使用して、それが他の文字、記号等を表すように記載することとはできません。

あいう	アイ
てとな えおか	ケ ウエ ニ
たち くけ	サ オカ ト
すせそにぬねこさし	スセソキクタチツ
こさ せそ	
きくけ たちつ	
てとか	ヌネノハヒフヘホ

(丸一という屋号)

(山一という屋号)

5 訂正の方法

- (1) 訂正は、白紙又は予備の原稿用紙の一部を切り取ったものを貼って訂正してください。
- (2) 原稿は、できるだけ訂正のないものを提出してください。

6 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損したため再交付を求めたいときは、選挙管理委員会に申し出てください。

7 その他

- (1) さつま町選挙管理委員会は、規定に違反して記載した掲載文の申請があったとき又は記載した文字が著しく大きい場合、小さい場合、その他印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められるときは、候補者に対して当該文字の記載の訂正を求めることがあります。
- (2) 選挙公報の印刷体裁等については、候補者は指定することができません。
- (3) 原稿用紙には、絶対に折り目やしみをつけないようにし、封筒に入れて提出してください。

8 掲載文原稿の事前審査

(1) 事前審査

申請期間は1日間（4月8日）であり、掲載申請が間に合わないおそれもありますので、下記により事前審査を必ずお受けください。なお、当該原稿と写真は、事前審査を行った上、お預かりします。

掲載文原稿の事前審査の際、訂正をお願いすることもありますので、訂正に応じられるように立候補予定者の印鑑をご持参ください。

(2) 事前審査の期間

3月25日（火）～3月26日（水）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く）

※正式な審査日程につきましては、別途通知します。

町長選挙	3月25日（火）午前 9時から午前11時まで
議会議員選挙	3月25日（火）午前11時から午後 4時まで
	3月26日（水）午前 9時から午後 4時まで

(3) 事前審査の場所

さつま町役場 別館3階会議室

(4) 持参していただく書類

申請期間内における提出書類と同じです。

ア 選挙公報掲載申請書	1通
イ 選挙公報掲載文原稿	2通
ウ 写真	2葉

(5) 申請期日（4月8日）における掲載申請

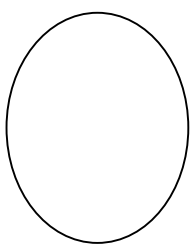
事前審査が終了した方は、選挙公報掲載文原稿及び写真の「保管証」を発行しますので、申請期日（4月8日）には選挙公報申請書とともに掲載の申請をしてください。

さつま町〇〇〇選挙

選挙公報掲載文原稿用紙

選挙名	さつま町〇〇〇選挙
候補者氏名	
連絡場所	さつま町 番地
連絡者氏名	電話局番（ ）番

※受付日時	※受付番号	※字数	※受付者氏名
令和 年 月 日 午 前 時 分 後			



公職選挙党

当選大吉

五十才

明るい選挙と民主主義

民主主義が健全に発達するためには、選挙が公明かつ適正に行われ国民の意志が正しく政治に反映されることが必要である。

そして、選挙が公明・適正に行われるためには、関係法令の整備も必要であるが、それにも増して大切なのは、候補者や選挙運動に携わる者の良識ある行動と、有権者一人一人が政治や選挙に十分関心を持ち、自分自身で考えて投票することが重要である。

候補者の人物や政見をたしかめ、さまざまな人の意見を聞くことは大切なことであるが、買収・供応などの不正に惑わされたり、義理人情によつて投票するようなことがあつてはならない。

「明るい選挙」とは、このように選挙犯罪や義理人情などによるゆがんだ選挙を排し、選挙が公明かつ適正に行われ、国民の意思が正しく反映される選挙をいい、これをすすめるための運動は、一種の政治教育運動であつて、特定の政党・政策・候補者を支持若しくは反対する政治活動とは、明確に区別されるべきものである。

備考1 ※印欄は記入しないこと。
2 掲載文については、青の枠線内に記載して下さい。

さつま町選挙管理委員会

令和7年4月13日執行

さつま町長選挙公報

(この選挙公報は、候補者から提出された原文のままを掲載したものです。) さつま町選挙管理委員会

①

②

贈らない 求めない 受け取らない
きれいな選挙で 明るいさつま町を
棄権のないよう大切な一票を投票しましょう

◎ 投票日 4月13日(日曜日)
◎ 投票時間 午前7時から午後6時まで
◎ 投票場所 町内20投票所

令和7年4月13日執行 さつま町議会議員選挙公報

(この選挙公報は、候補者から提出された原文のままを掲載したものです。) さつま町選挙管理委員会

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫

◎ 投票日 4月13日(日曜日)
◎ 投票時間 午前7時から午後6時まで
◎ 投票場所 町内20投票所

令和7年4月13日執行 さつま町議会議員選挙公報

(この選挙公報は、候補者から提出された原文のままを掲載したものです。) さつま町選挙管理委員会

⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳
㉑	㉒	㉓	㉔

さつま町の未来は あなたの一票しだいです
棄権のないよう大切な一票を投票しましょう